
令和4年 第2回(定例)日南町議会会議録(第4日)

令和4年3月24日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和4年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 発議第1号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について
- 日程第2 発議第2号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
- 日程第3 発議第3号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第8号 日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 日南町消防団条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第30号 工事請負契約の変更について(日南町木材団地拡張造成工事)
- 日程第8 議案第31号 工事請負契約の締結について(町道滑線道路災害復旧工事)
- 日程第9 議案第32号 令和3年度日南町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案第21号 令和4年度日南町一般会計予算
- 日程第11 議案第22号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和4年度日南町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 令和4年度日南町簡易水道事業会計予算
- 日程第17 議案第28号 令和4年度日南町下水道事業会計予算
- 日程第18 議案第29号 令和4年度日南町病院事業会計予算
- 日程第19 令和4年陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第20 発議第4号 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について
- 日程第21 発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出について
- 日程第22 発議第6号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)

- (経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(住宅政策及び中心地域調査特別委員会の調査)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第1号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について
日程第2 発議第2号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
日程第3 発議第3号 日南町いきいき定住促進条例の一部改正について
日程第4 議案第8号 日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第10号 日南町消防団条例の一部改正について
日程第6 議案第11号 日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第7 議案第30号 工事請負契約の変更について(日南町木材団地拡張造成工事)
日程第8 議案第31号 工事請負契約の締結について(町道滑線道路災害復旧工事)
日程第9 議案第32号 令和3年度日南町一般会計補正予算(第9号)
日程第10 議案第21号 令和4年度日南町一般会計予算
日程第11 議案第22号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計予算
日程第12 議案第23号 令和4年度日南町介護保険特別会計予算
日程第13 議案第24号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計予算
日程第14 議案第25号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第15 議案第26号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
日程第16 議案第27号 令和4年度日南町簡易水道事業会計予算
日程第17 議案第28号 令和4年度日南町下水道事業会計予算
日程第18 議案第29号 令和4年度日南町病院事業会計予算
日程第19 令和4年陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
日程第20 発議第4号 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について
日程第21 発議第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出について
日程第22 発議第6号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議
日程第23 議員派遣の件
日程第24 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)

(議会広報常任委員会の調査)

(住宅政策及び中心地域調査特別委員会の調査)

出席議員 (10名)

1 番	大 西	保君	2 番	岩 崎	昭 男君
3 番	櫃 田	洋 一君	4 番	久 代	安 敏君
5 番	近 藤	仁 志君	6 番	荒 木	博君
7 番	古 都	勝 人君	8 番	岡 本	健 三君
9 番	坪 倉	勝 幸君	10 番	山 本	芳 昭君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 花 倉 幸 江君 書記 花 倉 順 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中 村 英 明君	副町長	丸 山 悟君
教育長	青 戸 晶 彦君	総務課長	木 下 順 久君
企画課長	實 延 太 郎君	建設課長	財 原 積君
住民課長	淺 田 雅 史君	農林課長	坂 本 文 彦君
福祉保健課長	渡 邊 輝 紀君	教育次長	村 上 伴 樹君
教育課長	段 塚 直 哉君	会計管理者	長 崎 み よ君
農業委員会事務局長	松 本 道 博君	病院事業管理者	中 曾 森 政君
病院事務部長	福 家 寿 樹君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長 (山本 芳昭君) おはようございます。

ただいまの出席は 10 名です。定足数に達していますので、令和 4 年第 2 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの令和 4 年第 2 回定例会フォルダの追加報告書ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和 4 年 3 月 17 日付をもって、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。1 ページから 11 ページの

とおりに報告します。

同じく、本町の監査委員から、令和4年3月22日付をもって、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について同条第9項の規定に基づき報告がありました。12ページから15ページのとおり報告します。

日程第1 発議第1号 から 日程第3 発議第3号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議会報告・発議ファイルをお開きください。1ページから4ページ。

日程第1、発議第1号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について、日程第2、発議第2号、日南町住宅改修助成条例の一部改正について、日程第3、発議第3号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正について、以上、条例の一部改正、発議3議案を一括議題とします。

各案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、荒木博議員。

○経済福祉常任委員会委員長（荒木 博君）

.....

発議第1号

日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について

次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年3月24日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 荒木 博

.....

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例。

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を次のとおり改正する。改正は、有効期限について行います。改正前、この条例は平成34年3月31日限り、その効力を失う。改正後、この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失うといたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

.....

発議第2号

日南町住宅改修助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第

14条第3項の規定により提出する。

令和4年3月24日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

日南町住宅改修助成条例の一部を改正する条例。

日南町住宅改修助成条例（平成24年条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

この条例の有効期限が平成34年3月31日で失効することから、改正により更新するものであります。改正後の有効期限を令和7年3月31日限り、その効力を失うであります。

発議第3号

日南町いきいき定住促進条例の一部改正について

次のとおり、日南町いきいき定住促進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和4年3月24日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

日南町いきいき定住促進条例の一部を改正する条例。

日南町いきいき定住促進条例の一部を次のとおり改正する。

内容は、定住奨励金については、配偶者の転入時期によって加算がない場合があるので、転入時期に関係なく10万円とするものです。次に、住宅補助金につきましては、令和3年度より日南町空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金を新設したことにより、本条例から削除するものです。

附則、施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行する。有効期限、この条例は令和7年3月31日限り、その効力を失う。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

なお、質疑の際は、発議番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は発議ごとに行います。

日程第1、発議第1号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、発議第2号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第3号、日南町いきいき定住促進条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

○議長（山本 芳昭君） タブレット、議案書ファイルをお開きください。25ページから。

日程第4、議案第8号、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第8号、日南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号

○議長（山本 芳昭君） タブレット28ページから。

日程第5、議案第10号、日南町消防団条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第5、議案第10号、日南町消防団条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第10号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号

○議長（山本 芳昭君） タブレット32ページから。

日程第6、議案第11号、日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第11号、日南町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号

○議長（山本 芳昭君） タブレット、追加議案書ファイルをお開きください。

日程第7、議案第30号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第30号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）でございます。

次のとおり、工事請負契約を変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、工事名ですが、日南町木材団地拡張造成工事でございます。変更契約の金額でございますが、契約金額、現在ですが、3億5,473万7,900円でございますが、これを3億3,653万9,500円とするものでございます。これによります減額ですが、1,819万8,400円でございます。税込みの金額でございます。契約の相手方ですが、鳥取県日野郡日南町丸山340番地1、氏名ですが、日南町木材団地拡張造成工事、サワタ建設・福岡組・大柄組・日南振興特定建設工事共同企業体、代表、サワタ建設株式会社、代表取締役、澤田信介でございます。

変更の理由ですが、最終的には工事の最終出来高による減額ということであります。内訳として説明させていただきますが、1つ目は、敷地の造成工の減ということでございます。マイナスの5,844万1,000円の税込みの金額であります。一つは、軟弱地盤というところがありまして、安定処理工としてセメントの地盤改良ということを想定しておりました。当初ですが、3,050立米を予定しておりましたけれども、実際に掘削してやってみますと、地盤が固いところもありましたということもありまして、軟弱層のみの施工とした結果で、出来高ではございますが、1,900平米へ減少しております。それに伴いまして、土量のほうも減少した形で整理をさせていただいております。

2つ目ですが、昨年8月の25日に全員協議会のほうで方向性については御説明させていただいておりますけれども、いわゆる造成の場所における舗装工事でございますけれども、当初、1万2,280平米という予定をしておりましたけれども、関係者の皆さん

との御協議によりまして、表層であります、いわゆる舗装のほうですが、行わないというところが一部ありましたので、そういうことの推進をしてきております。当初、1万2,280平米予定でございますが、4,610平米という形になっております。また、三角地の舗装の増嵩でございます、3,434万2,000円、税込みですが、増嵩になっております。舗装の面積ですが、3,750平米の実施を行っておるものでございます。

この件につきましても、昨年8月のほうで全員協議会のほうで方針説明をさせていただいております。今回、金額が整いましたので、最終精査の変更の中で組み入れさせていただいてるという内容であります。

また、その他としまして、沈砂池でありますとか進入路だとか作業道あたりの出来高の数量確定によります増額を568万7,000円を見込んでおる内容でございます。ということで、最終的には工事の出来高による減額ということで御理解をいただければと思います。

説明は以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第30号、工事請負契約の変更について（日南町木材団地拡張造成工事）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（山本 芳昭君） タブレット3ページから。

日程第8、議案第31号、工事請負契約の締結について（町道滑線道路災害復旧工事）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第31号、工事請負契約の締結について（町道滑線道路災害復旧工事）でございます。

次のとおり、工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項

の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、工事名ですが、町道滑線道路災害復旧工事、工事の場所ですが、日南町萩原、契約の相手方ですが、鳥取県日野郡日南町下石見199番地2、氏名ですが、日南振興株式会社、代表取締役、浅川佳紀でございます。契約の金額ですが、5,368万円ちょうどでございます。消費税の込みの金額でございます。契約の締結の方法ですが、指名競争入札でございます。

私のほうからの説明は以上でございますが、詳細につきましては、この後、財原建設課長のほうから説明をさせます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 私のほうからは、タブレットの4ページを御覧いただきたいと思っております。議案第31号の説明資料といたしまして、町道滑線災害復旧工事の工事概要をお示ししております。この災害は、令和3年8月豪雨で被災しました町道の災害復旧を公共土木施設災害復旧事業で行うものです。

先に、タブレットの6ページ、7ページの写真を御覧いただきたいと思っております。査定番号278号の被災状況の写真であります。町道の路肩が崩壊して、これをコンクリートブロック積みで、復旧延長20メートルを計画しております。概算の工事費は1,380万円です。

次に、タブレット9ページ、10ページを御覧ください。査定番号279号です。この被災は、既存の石積みが欠損を起こしまして、大型ブロック積み工で復旧を34メートル計画するものであります。概算の工事費は3,880万円です。

次に、タブレットの12ページの写真を御覧ください。査定番号280号です。町道の路肩の石積みが崩壊したものをコンクリートブロック積みで復旧延長5メートル、概算の工事費は440万円です。

この3か所の工事を、現在の契約を予定する工期は1年先の令和5年3月20日を見込んでおります。これは中途、出水期に当たります6月から10月、工事を一時中断する見込みでおります。いずれにしても、通行止めを伴う工事でありますので、その辺りは受注した業者と調整を取りながら、早期復旧を図りたいと思っております。

概要は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 指名競争入札だということでしたけども、何社、入札、応札されたのかということと、落札率について教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。

○建設課長（財原 積君） 入札は3月の17日に指名競争の入札で実施しました。金額の、工事の設計金額に応じて、今回は町内A級の4社を指名しまして、応札は4社、全てからっております。落札率は、報告ファイルにあったと思っておりますが、ちょっと待

ってください、すみません。

- 議長（山本 芳昭君） 資料が載っておりますので、確認をしていただきたいと思えます。
- 建設課長（財原 積君） ちょっとうろ覚えですが、94%程度だったというふうに思いますが、正確には報告書の入札結果報告を御覧ください。
- 議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。
- 議員（6番 荒木 博君） 今、写真を見させていただきました。それで、今のこの時期というのは、溪流釣りとか、結構車が通るとこだというふうに私は思っておりますので、その道路の安全についてはどのような方法を取られてるのか伺います。
- 議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。
- 建設課長（財原 積君） ここは地元の生活道路でもありますが、御指摘のとおり、溪流釣りで、特に県外から来られる方が、何台かせんだって見受けます。工事のほうは、今ある道路を、ブロック積みとかの復旧をするがために掘り下げて実施しますので、完全に通行止めになります。ですので、工事現場の両サイドには工事期間中はバリケードを設置して、進入できないようにという形に予定しております。
- 議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。
- 議員（8番 岡本 健三君） この工事現場のところ、写真を見ると、川になってるようですが、今、産卵期ではないですけども、オオサンショウウオの生息状況というのはどうなってるんでしょうか。
- 議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。
- 建設課長（財原 積君） 特別天然記念物のオオサンショウウオにつきましては、教育委員会のほうに事前協議をかけております。指示のほうは、生息調査、取上げ調査を実施するということ、別途、調査委託業務に出して、工事に取りかかる、事前に川に生息しているのか、固体がありましたら、その都度教育委員会の指導を受けて放流なり対策のほうを図っていきます。
- 議長（山本 芳昭君） 5番、近藤仁志議員。
- 議員（5番 近藤 仁志君） すみません、1点ほど。この写真を見させてもらおうと、このスプレーで破損箇所が示されていて、両サイドにテープみたいなもんがあるわけですけど、これ、ここまでではないとは思いますが、ぎりぎり、今まで既存の施設、石垣とかブロックとかの既存のほうに影響が今後残るようなことは十分検討されましたでしょうか。
- 議長（山本 芳昭君） 財原建設課長。
- 建設課長（財原 積君） 既存の施設への影響ということではありますが、図面をちょっと添付しておりませんので分かりづらいかもしれませんが、基本的に災害復旧をした両端には、小口止めと言っていますが、コンクリートで縁切り、その部分、復旧したところが再度被災しないようにということと、既存の石積みにつきましては、すりつ

け工ということで、そこの掘削した断面等は間詰めをして復旧をいたします。そうしたことにより、次に両サイド、既存の施設が再度被災をしないような対策を取る設計にしております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 8、議案第 31 号、工事請負契約の締結について（町道滑線道路災害復旧工事）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 31 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 32 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 13 ページから。

日程第 9、議案第 32 号、令和 3 年度日南町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 32 号、令和 3 年度日南町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 2,145 万 6,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 5,730 万 7,000 円とする内容でございます。

今回、繰越明許費の追加をさせていただいておりますので、第 2 表のほうで繰越明許費の補正を御覧いただきたいと思っております。

また、地方債のほうですが、変更がありまして、第 3 表の地方債補正というふうなところで記載をしているところでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入の部分です。地方交付税ということで 8 億 3,272 万 8,000 円の補正の内容でございますが、地方交付税の確定によりまして増額となっております。内訳的には、普通交付税部分が 5 億 5,358 万 8,000 円、特別交付税のほうは 2 億 7,914 万円でございます。これによりまして、最終の確定額の総額でございますが、普通のほうの交付税が 29 億 2,358 万 8,000 円、特別の交付税のほうは 6 億 2,914 万円となるものでございます。

次に、県支出金でございますが、3,000万円ちょうどということで、歳出のほうにも出てきますが、除雪の経費の増額に伴いまして、県道除雪委託金を増額する内容でございます。

次に、繰入金ですが、マイナスの1億7,293万円でございます。地方交付税の増額に伴いまして、今まで財源としておりました基金の繰入金のほうを皆減するものでございます。1つ目が公共施設等の建設基金繰入金ですが、マイナスの1億2,633万2,000円ということで、今まで庁舎の空調改修の事業の財源という内容のものを減額するものでございます。2つ目が財政調整基金の繰入金ということで、マイナスですが、4,659万8,000円を行うものでございます。前回の補正時までの財源不足分を減額するものでございます。

次に、町債ですが、マイナスの6,834万2,000円ということで、地方交付税の増額に伴いまして、臨時財政対策債の発行可能額が減額するものでございます。

次に、歳出のほうでございますが、財政管理事務ということで、5億7,864万9,000円でございます。1つ目が、地方財政法の第7条の規定によります令和元年度分と及び令和2年度分の繰越金の2分の1を公共施設等の建設基金に積み立てるものでございます。内訳的には、令和元年度分ですが、5,152万2,000円、令和の2年度分につきましては1億8,190万6,000円という内容です。合計で2億3,342万8,000円となるものでございます。もう1点は、残りの余剰分でございますが、3億4,522万1,000円を財政調整基金のほうに積み立てる内容でございます。

次に、民生一般管理事務ということで、230万7,000円でございます。令和2年度に実施してきました子育て世帯の臨時特別給付金の事業並びに独り親世帯の臨時特別給付金の事業の額の確定によりまして、財源としておりました国庫支出金に返還が生じるものでございます。

次に、道路維持管理事業ということで、4,050万円ちょうどです。前回補正をさせていただきましてけれども、その後の降雪に伴いまして除雪の経費を増額させていただく内容でございます。

説明のほうは以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 失礼いたします。私のほうからは、先ほども町長からも説明がありましたけれども、第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正につきまして、若干追加説明をさせていただきたいと思っております。

まず、タブレット16ページの第2表、繰越明許費の補正でございます。本日、別ファイルで、第2表、繰越明許費の補正でございます。本日、別ファイルで議案第32号資料としても表をつけておりますけれども、繰越しの追加でございます。教育費、社会教育費の遺跡詳細分布調査事業、事業名としては、下谷中山鉄山跡地形測量委託業務でございます。この業務につきましては、測量業務の中におきまして、保安林内の2級基準

点設置箇所という、測量業務の中で雑木伐採が必要となりました。これに係りまして、委託業者を通じて、県のほうに伐採許可の申請を行っておりますところですが、不測の日数、許可までに要しておるということで、年度内の許可、施行が困難になったということでございます。資料にも記載しておりますとおり、契約は令和3年7月15日に契約して業務を進めております。完了予定日につきましては6月末を見込んでおります。どうぞよろしく願いいたします。委託料金額235万8,000円でございます。

続きまして、17ページ、第3表、地方債補正でございます。今回、臨時財政対策債の限度額を減額補正をお願いするものでございます。限度額1億8,000万を限度額1億1,165万8,000円に、6,834万2,000円の減額をするものでございます。こちらにつきましては、町長からも説明ありましたとおり、地方交付税の増額に伴う借入れの減額補正でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

初めに、歳出全体、歳入全体、繰越明許費、地方債についての質疑を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 地方交付税が最終的に確定して、歳入がもう増えたわけですが、予算の参考資料も修正をしていただかないといけないと思います。定例会の初日に配られた参考資料ですよね、予算全体の。基金や基金残高やあれこれ、参考資料、十何ページの資料を配っていただいておりますので、当然、基金残高も変更があるし、最終、交付税が確定した段階で発生した調書、参考資料などを修正していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今までにつきましては、分かる範囲の中で、当初予算の説明で、御案内のように、基金の残高、あるいは見込みってところを出させていただいておるというふうに思っておりますので、今回確定したのでっていう話ですけども、取りあえずどういう形が一番いいのかなと思うんですが。当初予算しかありませんので、その辺はちょっと、この数字を御利用いただきまして、手書き等で整理していただければ幸いかなと思います。

○議長（山本 芳昭君） 9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 令和3年度当初の段階で、令和2年度に行われた国勢調査を基にして、交付税を結構厳し目に見積りをされておりましたが、結果として普通交付税で5億数千万円、特別と合わせて8億数千万の増額になったんで、これ自体、日南町にとってはよかったとは思いますが、国の地方財政計画全体の中ではどういう流れになっておるんでしょうか。一方で、臨財債が減らされてますよね。そういった絡みも含めて、どういう流れでこれだけ増えてきたのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 実際、国の財政事情も厳しいとは思いますが。そういった中

で、やはり大きなものにつきましては、コロナ対策あたりで、今現在、地方も含めて、全国で経済が困窮している、そういった中で、地方財政の一番の財源となります地方交付税について、基本的には国調ショックということで、人口が減ったところにぐっと交付税が下がる年ではありますけども、前年並みの基準を確保するために、いわゆる補正係数あたりを操作をいただいて、確保していただいたというふうに考えております。

全体の財政っていうのは本当、厳しい状態、国も借金を重ねながら、ただ、こういった苦難を乗り越えていくということでの地方財政への支援をいただいたというふうに考えていますので、今回はこういった決算、最終的に予算が余裕がある形で組めましたけども、今後さらに厳しい時代がやってくるというふうに考えています。

○議長（山本 芳昭君） 次に、26ページからの追加補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、27ページから28ページ上段、総務課について質疑を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 基金へ積立ての中で、地方財政法第7条に基づく積立ても行われますけども、通常、翌々年度末までに積立てという規定の中でこれまで行ってこられましたけども、令和2年度分を今年度積み立てられる余剰分を積み立てられるということについて、どういう経過であるのか。今後、財政に及ぼす影響等について説明をいただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君） 御指摘のとおり、翌々年度までに当年度分の剰余金の2分の1を下らない額を積むというルールになっております。翌々年度までということですので、翌年度に積んでも差し支えないというふうに理解もしておりますが、前段でお話をしましたとおり、今回の交付税、地方交付税の大幅な見込みの増の結果を受けまして、将来的な不安も含めて、積めるときに2分の1を下らない額を積んでしまっておきたいという気持ち、なおかつ、さらに余剰が出ました部分につきましては、財調に改めて積ませていただくような予算を組ませていただいたところです。よろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、28ページ下段、福祉保健課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、29ページ、建設課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第32号、令和3年度日南町一般会計補正予算（第9号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 3 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 2 1 号 から 日程第 1 8 議案第 2 9 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット、議会報告・発議ファイルをお開きください。5 ページから。

日程第 1 0、議案第 2 1 号、令和 4 年度日南町一般会計予算、日程第 1 1、議案第 2 2 号、令和 4 年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第 1 2、議案第 2 3 号、令和 4 年度日南町介護保険特別会計予算、日程第 1 3、議案第 2 4 号、令和 4 年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第 1 4、議案第 2 5 号、令和 4 年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 1 5、議案第 2 6 号、令和 4 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第 1 6、議案第 2 7 号、令和 4 年度日南町簡易水道事業会計予算、日程第 1 7、議案第 2 8 号、令和 4 年度日南町下水道事業会計予算、日程第 1 8、議案第 2 9 号、令和 4 年度日南町病院事業会計予算、以上、令和 4 年度予算関係 9 議案を一括議題とします。

各議案については、予算審査特別委員会を設置し審査を付託していますので、委員長から委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、近藤仁志議員。

○予算審査特別委員会委員長（近藤 仁志君）

.....

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託になった次の案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 近 藤 仁 志

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

記

（付託案件）

議案第 2 1 号 令和 4 年度日南町一般会計予算

議案第 2 2 号 令和 4 年度日南町国民健康保険特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 4 年度日南町介護保険特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 4 年度日南町介護サービス事業特別会計予算

議案第 25 号 令和 4 年度日南町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 26 号 令和 4 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算

議案第 27 号 令和 4 年度日南町簡易水道事業会計予算

議案第 28 号 令和 4 年度日南町下水道事業会計予算

議案第 29 号 令和 4 年度日南町病院事業会計予算

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和 4 年 3 月 4 日、7 日、8 日、9 日、10 日、11 日、14 日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行なった。

その結果、令和 4 年度各会計予算は、議案第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 25 号、第 26 号については賛成多数で、議案第 24 号、第 27 号、第 28 号、第 29 号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

(審査意見)

1. 全般

(1) 予算編成の取り組み

令和 4 年度予算編成方針において、第 6 次総合計画、第 2 期総合戦略をはじめ各種計画との連動と整合を図るよう指示されているが、行財政改革実施計画、公共施設等総合管理計画個別施設計画は、ほとんど予算に反映されていない。また、事業執行の要となる実施要綱を示されない予算の計上も散見される。

再生可能エネルギー発電事業特別会計においては、導水路の修復工事の遅れにより発電再開が遅れるとの説明があったにもかかわらず、通常年どおりの売電収入が計上されており、予算の妥当性に疑念を抱く。

各種計画の町政における位置づけと当初予算の意義を再認識されるとともに、適正な算出根拠に基づいた予算編成にされたい。

(2) 地域おこし協力隊

新たに 6 人の地域おこし協力隊の採用を予定しているが、いまだ 4 人の採用見込みは立っていない。

採用の遅れは、新年度予算成立前に隊員の募集をできないことが主な要因であるが、前年度に地域おこし協力隊募集に係る経費（募集経費、隊員報酬、活動経費等）を債務負担行為により担保するなど、円滑な隊員採用を図られ、年度当初から遅滞なく事業実施につなげられたい。

2. 企画課

(1) 企画一般管理事務

行財政改革実施計画（令和 2 年度～6 年度）について、これまでのところその取り組みが十分と言えない。令和 4 年度は、計画期間の中間年にもあたることから、取り組みの検証を行い、実施計画の達成に向けて鋭意努力されたい。

(2) 電算管理運営事務

令和3年度にホームページをリニューアルされ、情報発信専門員を採用し情報発信の充実に取り組まれているが、更新頻度、掲載内容が不十分である。各課の連携を強化され、SNSの有効活用を含め町民に必要な情報を伝えるとともに、町外の人たちにも本町の魅力や取り組みが伝わるよう充実した情報発信に努められたい。

(3) 青年結婚・UIターン促進事業及び観光振興対策事業

観光振興事業と移住定住業務を担う一般社団法人を立ち上げ、77,493千円の委託料が予算に計上されているが、人員の確保をはじめ、体制がいまだ整っていない。

業務の進捗を共有し、効率的かつ有効的に委託業務が遂行されるよう指導されたい。

(4) 公共交通確保総合対策事業

デマンドバスのドア・ツー・ドア運行が年度中途の10月から実施されるが、利用しやすい予約、運行システムを準備され、住民に仕組みや制度を丁寧に周知されたい。

3. 住民課

(1) 環境保全対策事業

①環境審議会の開催を3回に増やされている。抜本的なごみの減量化と二酸化炭素の排出削減等につながる方策を幅広く検討し、町の環境基本計画に反映するとともに、計画に沿った取り組みに活かされたい。

②セントラルファーム鳥取農場の汚水処理問題は、事業者の改善に向けての姿勢が見られない。鳥取県と連携をしての早急な解決を求める。また、泡、濁り等の発生時の臨時検査費用については、事業者が負担すべきである。

4. 農林課

(1) 森林保全総合対策事業

企業の環境意識が高まりJ-クレジット販売量が大きく伸びている中で、町の保有量は令和4年度中になくなる。町有林のJ-クレジット取得を早急に申請すべきである。

仲介手数料を5%から10%に引き上げる予算となっているが、この時期の変更に疑問を感じる。手数料の据え置きにむけての交渉を行うべきである。

また、道の駅へのJ-クレジットの寄附はやめるべきである。

.....
以上。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

議案第26号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算に対しては、坪倉勝幸議員ほか2名から修正の動議が提出されました。

議案第26号に対する修正動議ファイルをお開きください。

発議者からの説明を求めます。

9 番、坪倉勝幸議員。

○議員（9 番 坪倉 勝幸君） 議案第 26 号、令和 4 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び日南町議会会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

令和 4 年 3 月 24 日。発議者、日南町議会議員、坪倉勝幸、同じく、久代安敏、同じく、岡本健三。

修正案の説明をさせていただきます。

議案第 26 号、令和 4 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算は、新石見水力発電所の事業を盛り込んだ会計であります。新石見水力発電所は、新年度 4 月以降、導水路修繕工事のため 6 か月程度発電を中止しなくてはならない状況にあります。このような状況の中、当初予算では売電収入を年間通じて発電、売電することを前提とした 1,200 万円を見込んでいます。このことは地方財政法 3 条 2 項の定めに反した歳入の計上と言わざるを得ません。ちなみに、平成 29 年度、30 年度の水路修繕工事が行われたときには、増原町長は、両年とも 5 か月の発電期間を想定し、売電収入をそれぞれ 550 万、500 万とされていました。しかし、予算審査特別委員会で売電収入を過剰に見積もりしているとの指摘に対して、その間違いを認めることなく、あくまでも補正予算で対応するとの答弁でありました。歳入を過大に計上し、地方財政法にも反する予算を原案のまま可決すれば、財政基盤を危うくするばかりか、人も育たないと思います。執行部の足らざるところを補うのも、また議会の役割であると考えます。議会の権能を発揮し、適切な予算にすべきと思い、修正動議を提出いたしました。

修正案について説明をします。

予算、第 1 条中にあります歳入歳出予算の総額を 1,201 万 5,000 円から 897 万円に改めるものであります。具体的な内容については、タブレット 9 ページ、10 ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入については、売電収入を 1,200 万円から 600 万円に減額をいたします。また、発電所の維持運営に必要な経費を補うために、発電事業基金から 295 万 5,000 円を繰り入れることとするものであります。

歳出につきましては、基金積立金 304 万 5,000 円を減額をして、発電事業、発電所の経費に係る 897 万円のみとするという歳出の修正であります。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより修正案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第10、議案第21号、令和4年度日南町一般会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 令和4年度日南町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

まず、予算全般についてですが、会計年度任用職員は正職員同様、サービスの宣誓を行い、憲法の尊重と擁護、公正な職務の執行などの責任を課されています。また、契約上の任期である1年間を超えて長期間、場合によっては10年以上継続して勤務されている方も少なくありません。それにもかかわらず、休暇や手当などの面で正職員との間に大きな格差があります。民間では既に労働契約法20条が禁じる不合理な格差に当たるとして、非正規社員と正規社員との休暇や手当などの格差是正を命じる最高裁の判決が1昨年10月に言い渡されています。町職員の格差も早急に改善すべきです。

次に、青年結婚・UIターン促進事業についてです。県のふるさとでの新しいライフステージ補助金に基づく町の補助事業、にちなん新生活応援奨励金は、対象者の年齢制限や妊娠中などの厳しい条件を課しており、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれのある問題が多い事業です。町は多くの移住定住施策を実施しており、それらの大部分には私も賛同しますし、また、ある程度の効果も期待できます。ですので、このにちなん新生活応援奨励金をあえて実施する必要はありません。県が要綱を改正するまで、この事業を中止すべきです。

3つ目に、じんかい処理事業です。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費は一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づく基本設計、用地選定などの費用に充てられます。しかし、何度も指摘しているとおり、この基本構想は大規模なごみ発電と、それに必要な大量のプラスチックごみの焼却を前提とした、全く時代遅れの代物です。このような実現不可能な構想にお金を出すのはやめ、基本構想の白紙撤回を組合に申し入れるべきです。

以上、主な3つの理由を申し上げました。これらの理由により反対いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 一般会計当初予算について賛成の立場で討論を申し上げます。

一般会計は67億9,000万余り、前年度に比べ3億円余りの多い予算であります。この予算につきましては、予算審査特別委員会、あるいは本会議での質疑の中でもいろいろ指摘がっておりますし、先ほど近藤委員長の報告にもありました。全てとは言いませんが、全体として、まちづくりの各種計画、あるいは条例等に基づいたまちづくり

の各種計画を推し進めようとする、それを具現化しようとする予算というふうには全体として捉えることは残念ながらできませんけれども、しかし、町民生活や社会経済に必要な経費が盛り込まれておることから、賛成をいたしたいと思います。この予算成立後においては、この予算を十分に使い切って、豊かな町になるよう進めていただくことを期待をいたしまして、賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4 番、久代安敏議員。（「反対者」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。（「ある」と呼ぶ者あり）

4 番、久代安敏議員。

○議員（4 番 久代 安敏君） 私は一般会計の当初予算に反対の立場で討論を行います。

2020年から、おとしから本当にコロナ対策で執行部の皆さんも本当に大変だったと思いますが、今また同僚議員から審査意見の報告も数多くありました。その同僚議員も反対の討論の中で申し上げられましたけども、会計年度任用職員の扱いの問題ですよ。やっぱりこれは、全ての事業に会計年度任用職員の雇用は広がっています。役場の中でも約4割近い会計年度任用職員になっているのです。これはやっぱり、地方公務員の定年延長のことも今話がありますけども、正職員の補充という考えではなくて、抜本的な会計年度任用職員の処遇も含めて改善が求められるということをもう重ねて申し上げたいと思いますし、人権施策については、これまでもるる申し上げておりますけども、特定の地域に限った、限定した事業、補助金、そういうことはなくして、今年度新たに始まった自治会に対する交付金の仕組みですよ、そういうことも含めて、本当に広く住民に公正に行き渡るような事業を執行してほしいということです。それが、部落問題、人権問題を早期に解消する早道だということを重ねて申し上げたいと思います。そして、大事な人権教育を、できれば教育委員会に社会教育の一環として移管して進めてほしいなということをもって、簡単ではありますが、反対の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 討論の終結前にボタンを押して発言をするようお願いをいたします。

討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名、起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 令和4年度日南町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

新年度から国の方針で国保税のうち未就学児の均等割が半額免除されます。このこと自体は私が求めてまいりました18歳以下の子供の均等割減免が一步前進したということであり、ある程度の評価をいたします。しかし、日南町の場合、免除される額は年間で総額6万円程度との試算が執行部から示されました。それに対し、この施策を実行するために必要なシステム改修費用は275万円ということだそうです。多額の費用をかけてシステム改修するのに、税の減額は年間総額6万円というのはひどく効率の悪い施策ではないでしょうか。未就学児のみ半額免除するのではなく、この機会に18歳以下の子供全員均等割全額を免除すべきです。日南町の場合、これによる町の負担増は年間総額100万円前後であり、費用の割に大変効果が大きい子育て施策だと思います。また、子供の均等割減免をしない理由の一つとして、これまでシステム改修費のほうが高くなるとの答弁が以前、中村町長からもありましたけれども、しかし、今回、国の施策でシステム改修せざるを得ないのですから、この機会に子供の均等割全額免除を実施すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君） 私は委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

今、反対者の意見は、従来同じように話をされてますけれども、私は、国保特別会計につきましては運営協議会等と調整しながら、税の負担という場合に、やはり軽減措置は大変たくさんあります。今、18歳以下であるとか、それ以外の軽減措置もありますので、やはり税の公平性、また負担の軽減ということで、大変この制度はいいものだと思いますので、私は賛成といたします。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は国保会計、令和4年度の当初予算に反対の立場から討論を行います。

御承知のように、全国知事会は国保会計に対して1兆円の財政支援をすべきだということを決議しています。それはなぜかということ、国保の被保険者は全体として低所得者が多いと。それで、保険料負担が大変だということ。それから、先ほどあった均等割を18歳以下を全て免除するということのために約1兆円の財政出動すべきであるということを政府に再三申し入れております。ということは、そういう均等割、就学未満児の半額ということで、日南町も令和4年度は実施されるわけですが、やっぱり国保会計

そのものを、全般をしっかりと見直す必要があると。国保運営協議会で保険料据置きというものを当初予算の審議の中でも明確にされましたけども、それはそれとしていいことです。できればもう少し負担を減らすためにも、さらに尽力をするべきだという意見を申し上げて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号、令和4年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 令和4年度日南町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

日南福祉会は国の介護職員処遇改善補助金を申請し、職員給与のベースアップを図る予定とのことです。月額9,000円程度という賃上げ幅は十分とは言えませんが、ケア労働者の処遇改善という意味で重要です。問題は、この補助金が9月までの限定的なもので、10月以降は介護報酬の引上げによって賃上げを維持するという点です。介護サービスを受けるには、介護報酬の1割を利用料として支払わなければならない、介護報酬の引上げは介護利用料の引上げに直結するからです。介護サービスを利用する高齢者の多くは年金が主な収入ですが、この年金が賃金の下落に伴い、4月から0.4%引き下げられます。ガソリンや食料品が高騰する中での年金引下げが高齢者の方の貧困と格差を広げると言われる中、介護利用料まで上がっては生活がますます苦しくなり、介護サービスの利用控えなどにもつながりかねません。町は2億円ある介護給付費準備基金の活用なども検討し、介護利用料の引上げに歯止めをかけるべきです。国の社会保障改悪が続く今こそ、町には住民の生活を守る防波堤としての役割をちゅうちょなく発揮していただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） 私は委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和4年度の予算は、第8期介護保険事業計画に基づいて、介護予防や介護サービス、認知症対策など充実に取り組んであり、高齢者が安心して生活できる予算となっている

と思います。今先ほど介護利用料というのがありましたけども、介護保険料のほうについては基準額が5,700円であり、県内で最も低い金額であり、低所得の高齢者に対しても保険料減免がさらに強化されております。よって、賛成の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第25号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者を別枠で囲い込んで負担を押しつける後期高齢者医療保険制度は、当然のことながらリスク分散がしづらく、安定した制度運用が望めません。現に、来年度からの2年間、県の広域連合は基金の取崩しなどで13億円の繰入れを行いますが、それでも保険料が11%も上昇します。これまで基金などを利用して保険料を抑えていたものが、もはや限界となっています。10月からは一部の方の窓口負担の1割から2割への引上げも予定されており、この保険制度の破綻はもはや隠しようもありません。世界でも類を見ない年齢で加入者を区切る差別的な制度には見切りをつけ、元の老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、高齢者と国民の負担を軽減すべきです。

町はそのような制度改正を国へ申し入れるべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 先ほど差別的な制度であるというような発言があったわけですが、我が国は高い保健・医療水準を維持するために国民皆保険制度が取り入れられております。世界最長の平均寿命を誇る中で、少子高齢化が進めば、現役世代の負担はますます増えていくものと考えられます。また、旧老人保健制度において、若者と高齢者の費用負担関係が不明確との批判もあって、国民皆保険をいかに持続していくかということを検討されて取り入れられた制度で、基本的に税金たる公費で50%、現役世代からの支援で4割、高齢者負担が1割となっておるわけですけど、高齢者にとっては軽減措置もあって、実質大体7%程度の負担と負担割合を明確にした制度で、高齢者全員で公平に負担しており、矛盾は感じないと思います。そういった意味においても差別的という捉え方は自分はしていませんので、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は後期高齢者特別会計について反対の立場から討論いたします。

まず、75歳以上という年齢で医療保険制度を仕分けするという国は世界に例がありません、年齢で。私はやっぱり長生きしてくれてありがたいということで、後期高齢者と言われる皆さんにも健康で長生きをしてほしいという医療保険制度に抜本的に改めるべきだと思います。

それから、今年10月から保険料を1割負担から2割に引き上げることがもうこれは国の制度で決まっています。ですから、高齢者の皆さん、75歳以上の皆さんの保険料が増えるということになりますので、この制度そのものに反対の意味を込めて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

まず、修正案に対する反対者からの発言を許します。

3番、櫃田洋一議員。

○議員（3番 櫃田 洋一君） 私は修正動議に反対の立場で討論いたします。

12月頃に新年度予算を作成し、3月に提案があります。これは、時間的な問題もありますし、令和4年度中に補正予算も検討するというものであります。あえて修正案まで求めるものではないと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、修正案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は修正案に賛成の立場で討論をいたしますが、提案者からる説明がありました。地方財政法に抵触する、違反するという発言でした。歳入の見込めないものは、予算を立てる、最終的に提案されたのは3月2日ですからね、それは、なるほど総務課長査定や町長査定はあったと思いますよ。だけど、明らかに繰越明許をして、今年の9月でなければ、早くても9月でなければ工事が完了しないという見通しの中で、1,200万も売電収入を繰り入れるということ自体が暴挙です、と私は考えます。あまりにもずさんな予算の立て方だということを改めて申し上げて、修正案賛成の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、原案に対する反対者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の原案に反対の立場から討論します。

今、発言もありましたけども、3月4日の本会議で、この事業に関する令和3年度補正予算（第2号）が可決されまして、新石見小水力発電所導水路復旧工事の費用が繰越明許費として令和4年度に繰り越されるということが決まりました。この復旧工事の完了予定日は令和4年9月末です。それで、それまで新石見小水力発電所が稼働しないことを議会が認めたという、既に認めてるということになりますので、歳入に1年分の売電収入を見込んだ新年度の予算は歳入に不足を生じることが確実ですので、原案には反対、修正案のとおり修正すべきだと私は考えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、原案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、岩崎昭男議員。

○議員（2番 岩崎 昭男君） 私はこの事業予算を可決すべきという立場で討論いたします。

先ほどからありますように、再生エネルギーの特別会計、売電収入、これにつきましては執行部のほうも復旧工事の進捗を見ながら補正予算で対応するという答弁をされております。審査意見でも適正な売電収入を見込むようにという意見を付しているところでもあります。また、予算審査特別委員会の反対討論の中では、歳入欠陥になるおそれもあるというような御意見もあったわけですが、再生可能エネルギーの発電事業の基金は4年度当初予算見込み残高が約1,181万円あり、基金から繰り入れ

ることにより歳出を担保できるものと考えます。よって、議案第26号は可決すべきであると討論いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

まず、本案に対する坪倉勝幸議員ほか2名から提出された修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立3名です。起立少数です。よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号、令和4年度日南町簡易水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号、令和4年度日南町下水道事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可

決されました。

日程第18、議案第29号、令和4年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分からといたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第19 令和4年陳情第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレット、議会報告・発議ファイルをお開きください。8ページ。

日程第19、令和4年陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

この陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

陳情審査報告書

令和4年3月24日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和4年陳情第1号「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和4年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることは、地方や中小企業への影響が大きく、また混乱を招く。

最低賃金を上げるには、まず日本全体のGDPを上げ、経済力を高めることが必要と考える。

.....
以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第19、令和4年陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を許します。

まず、原案である陳情第1号に対する賛成者からの発言を許します。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 私は、この陳情を採択すべきとの立場から討論します。

日本は先進国で唯一、この20年で実質賃金が下がり続けている国です。このことが経済の低迷を招いています。また、労働法制の改悪により非正規労働者が年々増大し、労働者の約4割が非正規雇用という異常な状態が広がっており、このうち75%が年収200万円未満とされています。労働者の賃金を底上げするため、最低賃金の大幅引上げが必要です。さらに、医療、福祉などのエッセンシャルワーカーの6.6%、宿泊業、飲食サービス業の労働者の39.9%、卸売小売業の労働者の22.7%が最低賃金から15%以内の低賃金であり、そのうち約7割が女性であるということです。男女の賃金格差を縮めるためにも最低賃金の引上げが必要です。

また、陳情項目の一つである全国一律の最低賃金を実現すれば、地方から都市部への人の流出も幾らか緩やかになるでしょう。賃金を支払う中小企業や農林業の経営者の方たちに社会保険料の事業者負担分を助成するなど、本格的な支援をすれば、全国一律1,500円の最低賃金は決して不可能ではないと申し上げまして、私の討論とします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君） 私は、この問題は以前から陳情が出ておりました。二、三年前には1,000円にしてくれとかいうようなことで、国のほうも、いわゆる労働者の賃金を上げようということで経団連等に頼まれたことがあります。先ほど委員長報告あったように、やはり全体が上がらないといけないということが一つ、もう一つは、このコロナで、今でも2月初めに調査会社が発表しましたが、非常に倒産が多くなっております。そういった中で最賃を上げて、現在コロナで苦しんでおられる中小企業の方の経

営が悪化し、なかなか人が雇えないというような状況のときに、一挙に倍近いものを持っていくというのは、なかなか難しいなど。御案内のように、制度的にも国のほうで各地域の状況を鑑みて数字が出されております。鳥取県でもそういった最賃を検討する部署もあるわけですし、今回の陳情は国直接に対する陳情になっておりますけれども、まず鳥取県内で状況を点検して、鳥取県ではどれぐらいがいいかということを決めていただいたほうが私はいいと思っておりますので、そういう意見にしたいと思えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 不採択の理由に、最低賃金を上げるには、まず日本全体のGDPを上げ、経済力を高めることが必要であると書いてます。まさに、20年間GDPが上がらない国なんです、日本は。GDPは地方公務員も、もちろん国家公務員も、地方公務員も、その他の法人も、皆さんGDPに換算されるんですよ。ですから、そこで働くあらゆる労働者の賃金がやっぱり引き上げられるということが、GDPも上げていくということなんです。1,500円の最低賃金ということもあるし、私は、例えば新宿のコンビニでおにぎりを買っても、日南町のコンビニやパセオでおにぎりを買っても、値段は一緒なんです。基本的に。ですから、日南町の時間給が安くてもいいという根拠は何一つないんですよ。消費する時点ではかえって都会のほうが物価が安いということもあるんですよ。ですから、まず全国一律の最低賃金をきちっとつくと。どこに住んどっても賃金が保障されるという制度をやっぱり早急に確立しないといけないし、最低賃金は、鳥取県は821円ですか、時間給が。それをやっぱりもう今の調子では1,000円になるまでも数年かかるような状況なんです。ですから、一日も早く最低賃金を上げて、労働者の生活を守るべきだということを申し上げて、賛成の討論いたします。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和4年陳情第1号に対する委員長報告は、不採択です。よって、採択は陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第20 発議第4号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページから。

日程第20、発議第4号、令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、荒木博議員。

○経済福祉常任委員会委員長（荒木 博君）

.....
発議第 4 号

令和 4 年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について
上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

提出者 日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 荒 木 博

.....
令和 4 年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書（案）

令和 4 年度農林水産省予算に係る米政策においては、主食用米の需給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことが予定されている。しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しや厳格化などにより、主食用米の需給のみならず、大豆やそば、野菜などといった転換作物の需給にも影響し、営農計画や地域の農業振興・再生計画の変更が迫られ、農業所得の減少等も懸念される。

このことは、結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも悪影響を及ぼし、耕作放棄地の増大に繋がり、食料供給の安定供給そのものをも脅かしかねない。また、基幹産業である農業の衰退は、地域そのものの崩壊に繋がるとの大きな危機感を抱くものである。

については、「水田活用の直接支払交付金」交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえたうえで、主食用米の需給安定を図り、多面的機能を有する農地を守るための制度運用と財政的な支援を強く要望する。

記

1. 湛水設備（畦畔等）を有し、用水供給設備を有している農地に関しては、令和 8 年度までに水張りが行われなくとも交付対象水田とすること。
2. 戦略作物等の本作化に向け取り組んだために交付対象水田とならなかった農地及び水田活用の直接支払交付金の適用ルール厳格化により除外された農地に関しては、別途、財政的支援を設けること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長 細 田 博 之 様

参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
農林水産大臣 金子原二郎様

.....
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第20、発議第4号、令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出
についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決され
ました。

.....
日程第21 発議第5号

○議長（山本 芳昭君） タブレット11ページから。

日程第21、発議第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君）

.....
発議第5号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の
創設を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定に
より提出する。

令和4年3月24日

提出者 日南町議会議員 岡本健三
賛成者 同 久代安敏

——では、意見書を読み上げます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の
創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活でコミュニケーションなどに困難をきたし、生活の質を落とす大きな原因となっている。会話による脳への情報減少をもたらす脳機能の低下させ鬱や認知症につながるなどの指摘もあり、早期の適切な対応は高齢者が健康に過ごすうえで極めて重要とされている。

しかし、国による公的補助制度は身体障害者手帳を持つ高度または重度難聴者のみに限られており、中等度以下が多い加齢性難聴者の補聴器購入に対しては医療費控除などわずかな支援しかない。こういった現状を踏まえ、近年、地方自治体が加齢性難聴者の補聴器購入へ補助を行う例が増えてきている。しかし、補聴器の価格に比べて少額の補助であることが多く、また所得制限を設けている自治体もあるなど決して十分なものではない。国が財政措置を講ずることで補助額の引上げ等を図るとともに、多くの地方自治体が補助を実施できるよう環境を整える必要がある。

厚生労働省が「人生100年時代」とうたう長寿社会において、高齢者が心身ともに健康な質の高い生活を送るためにも、また、認知症を予防し健康寿命を延ばして医療費の抑制をはかるためにも、補聴器の普及促進は喫緊の課題といえる。

よって、本議会は国に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 岸田文雄様
総務大臣 金子恭之様
財務大臣 鈴木俊一様
厚生労働大臣 後藤茂之様

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 2 1、発議第 5 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

2 番、岩崎昭男議員。

○議員（2 番 岩崎 昭男君） 私は、意見書提出に対しまして反対の立場で討論いたします。

日本では補聴器を所有される方は 14%程度にとどまっております。欧米に比べ半分以下の率ではあります。しかし、アメリカでは日本のように全国民をカバーする公的医療保険制度がありませんけれども、日本より補聴器の普及率が高いという実態もあります。単に補聴器価格が高額であるからだということは言えないと考えます。

また、耳鼻科の医師からは、補聴器をつけない理由として、見た目、格好が悪い、恥ずかしい、あるいは補聴器を装着した際の騒音が不快というような意見もございます。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める前に、まずは町内対象者へのニーズ調査をするなど実態把握が必要と考えます。よって、この意見書提出は拙速に過ぎると判断し、提出については反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

5 番、近藤仁志議員。

○議員（5 番 近藤 仁志君） 加齢性難聴に悩まされている方は、私の近くでも結構おられます。進行はゆっくりで、本人が気づかないうちにだんだん難聴が進み、日に日に人前に出るのをちゅうちょされるという状況であり、これは自業自得とか不摂生がたっているという健康障がいとは違います。誰もが年を重ねると訪れる可能性もあり、その不安も抱えておられます。高齢化が進み、人口割合も高くなってきております。当然、難聴に悩まされる方も多くなります。健全で健康な人生を全うしてほしいわけでありまして、そのためにも補聴器購入のきっかけになる制度創設は必要であると思ひ、賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第 5 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 4 名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。

日程第 2 2 発議第 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット13ページから。

日程第22、発議第6号、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君）

.....
発議第6号

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年3月24日

提出者	日南町議会議員	古 都 勝 人
賛成者	日南町議会議員	大 西 保
	同	岩 崎 昭 男
	同	檀 田 洋 一
	同	久 代 安 敏
	同	近 藤 仁 志
	同	荒 木 博
	同	岡 本 健 三
	同	坪 倉 勝 幸
	同	山 本 芳 昭

.....
ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議（案）

令和4年2月24日に始まったロシアのウクライナに対する軍事行動は、力により他国の主権及び領土の一体性を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章の重大な違反行為である。また、軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆するような発言は言語道断である。

ロシアの侵略行為は、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態として、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、日南町議会として厳重に抗議し強く非難するとともに、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退することを強く求める。

また、政府においては、国際社会と緊密に連携し、ロシアに対して毅然とした姿勢を示し、世界の恒久平和実現に向けて対応するよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月24日

鳥取県日野郡日南町議会

.....

以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第22、発議第6号、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） タブレット15ページ。

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、タブレット15ページのとおりです。お諮りします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、記載のとおり決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット16ページ。

日程第24、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、住宅政策及び中心地域調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中

の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 令和4年3月の定例議会最終日に当たりまして、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、長期間にわたっての3月の定例議会、慎重審議、御審議をありがとうございました。そして、全ての議案の御承認いただきましたことにお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、予算審査意見書につきましても、内容を精査し、真摯に対応してまいりたいというふうに思っております。

最初にコロナ感染でございますが、全国的にコロナ感染者数の減少傾向が見られ、3月の22日にはまん延防止が全面解除となりました。本町のワクチン接種率の推移でございますが、3月の17日現在でございますが、77.9%となりました。御協力いただいております町民の皆様にお礼を申し上げたいというふうに思っております。ちなみに、県下では約35%というのが現状で、これから伸びてくる時期となるというふうに思っております。また、お知らせですが、鳥取県も含めて、日南病院もそうですが、無料検査のほうの延長をしております。4月10日までということで、現時点では無料検査のほうを実施する予定としておりますので、お知らせをしておきたいと思っております。

地震の件でございますが、御案内のように、東北の宮城、福島でまたもや大地震が発生しております。11年前の同じ3月でありました。大きな被害が発生し、今なお断水だとかインフラに影響が出ておるところであります。一日も早い復興を望むものであり、被災された皆様方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、先ほど議会のほうも決議されましたけれども、ロシアのウクライナ侵略が続いており、1か月となります。国連の常任理事国の他国への軍力による侵略で無差別な攻撃が続いております。決して許されることではありません。また、ロシアの経済制裁の反発で、北方領土交渉中断も一方的にあります。中断の再開につきましては、早晚難しいのではないかと私自身は考えております。いずれにしましても、世界の各国が結束して一日も早い停戦になるよう願うものでございます。罪のない民を砲撃の災禍から救い、これ以上の悲劇を止めるべきだろうというふうに思います。

最後になりますが、令和3年度も終わろうとしております。中学生の27人全員が高校入試合格といううれしいニュースもあります。

また、たったもカードですが、1万円のほうを既に交付しておりますので、期限が9月末というふうにしております。早めの御利用をお願いをするものであります。

これから異動が多くなる時期となります。我が身を守るためにも、引き続き基本の感

染予防対策をお願いするものでございます。

以上、閉会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和4年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前11時16分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、3月2日から本日まで23日間の長期にわたり審議を行い、ここに全議案を議了いたしました。会期中には令和3年度補正予算、条例の一部改正、また、一般会計67億9,000万円、特別会計を合わせると総額103億4,500万円の令和4年度予算を御審議いただき、ただいま閉会できましたことは、議長として感謝に堪えません。執行部各位におかれましては、議案説明、議案審議に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございました。衷心より厚くお礼を申し上げます。

令和4年度予算につきまして、昨年も申し上げましたが、審議過程での要望や意見、そして予算審査特別委員会での審査意見などを十分に精査、検討をされ、事業実施に当たっては毎月開催している全員協議会や常任委員会等での丁寧な説明を求めたいと思います。

また、2月24日に始まったロシアのウクライナに対する侵攻に対して、日南町議会として非難決議を可決いたしました。ウクライナへの義援金を送ることも申し合わせており、議会としての意思を示すことができました。

加えて、本町の農業にも多大な影響を及ぼす水田活用の直接支払交付金に関する意見書も可決いたしました。中山間地の実情に合った国の農業政策を望みたいと思います。

大変残念なことですが、今月11日、町営バスの車検切れ運行が判明いたしました。法令遵守の手本となるべき行政として、重大な事件です。執行部におかれましては、原因を調査し、再発防止策を十二分に検討されるのはもちろんですが、今後なお一層、気を引き締めて業務執行に当たっていただきますよう強く要請いたします。

結びに、オミクロン株も収束傾向にあり、まん延防止措置も解除されました。既に3回目のワクチン接種も進んでいますが、議員各位、そして執行部各位におかれましては、

体調に十分注意をされ、議員活動、そして職務に精励されますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。長期間お疲れさまでした。
